

香川縣市町総合事務組合負担金条例施行規則

平成 16 年 6 月 30 日
規則第 21 号

改正	平成 17 年 2 月 23 日	規則第 1 号
	平成 18 年 3 月 31 日	規則第 7 号
	平成 19 年 3 月 30 日	規則第 16 号
	平成 22 年 3 月 31 日	規則第 7 号
	平成 24 年 3 月 5 日	規則第 3 号
	平成 31 年 2 月 22 日	規則第 3 号
	平成 31 年 4 月 1 日	規則第 5 号
	令和 3 年 11 月 30 日	規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、香川縣市町総合事務組合負担金条例（平成 16 年条例第 14 号。以下「条例という。」）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当普通負担金に係る給料月額報告)

第 2 条 条例第 2 条に規定する構成団体は、毎月 1 日現在において、組合員数、給料月額及び負担金額を調整し、15 日までに退職手当普通負担金月額（異動）報告書（様式第 2 号）を香川縣市町総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する構成団体は、毎年 1 月 1 日、4 月 1 日及び給与改定が行われた場合には、当該給与改定の施行の日現在に在職する全ての職員について、職氏名及び給料月額を調整し、当該月の 15 日までに平成 年 月 1 日現在職員給料月額報告書（様式第 1 号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、前項の規定による報告書の提出は要しない。

(退職手当普通負担金に係る給料額の算定方法)

第 2 条の 2 職員の就職、退職又は昇給並びに減給等におけるその月の負担金の額の算定方法は、次の各号による。

- (1) 就職、昇給のあったときは、その月の末日の給料額をもってその月の給料額とし、月の途中において退職その他により日割計算をもって給料を給せられる場合においても、全月分をもってその月の給料額とする。
- (2) 休職、停職、育児休業、減給等により給料の一部又は全部を支給させない場合においては、これらの事由がなかったと仮定した場合におけるその者の受け

るべき給料の月額をもってその月の給料額とする。

- (3) その月の初日から末日までの全部が、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 1 項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書に規定する事由又は職員が地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の規定に基づき定められた構成団体の条例の規定により任命権者の承認を受けて自己啓発等休業をした場合（当該自己啓発休業の期間中の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められること等により当該任命権者が認める場合を除く。）により現実に職務をとることを要しない期間である場合には、前 2 号の規定にかかわらず、その月分の給料の月額には算入しない。

（退職手当普通負担金の通知）

第 3 条 管理者は、前条に規定する負担金の額を毎月 20 日までに当該構成団体に通知するものとする。

（消防団員等の定数を定める条例の写しの提出）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する構成団体は、毎年 10 月 1 日現在の当該構成団体の消防職員、消防団員及び海防団員の定数を定めている条例の当該定数を知るに足りる部分及び附則部分の写しを、当該年度の 10 月末日までに管理者に提出しなければならない。

（非常勤補償等事務に係る職員在職者数の報告）

第 5 条 条例第 10 条に規定する構成団体の長は、条例第 11 条に規定する職員の毎年 4 月 1 日現在の在職者数を、非常勤職員在職者数報告書（様式第 3 号）により当該年度の 4 月末日までに管理者に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 5 日 規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 22 日 規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日 規則第 3 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

非常勤職員在職者数報告書

年 月 日

香川縣市町総合事務組合管理者 殿

市 町
組 合 長(管理者)
財産区

年4月1日現在の在職者数を次のとおり報告します。

(1) 議会の議員

一部事務組合の議会の議員 _____人

(2) 執行機関たる委員会の委員及び非常勤の監査委員

財産区議会の議員（管理委員） _____人

(3) 上記以外の非常勤職員

_____人